



2015 年 11 月 12 日

大仙市議会議長 千葉 健 様

陳情者 新日本婦人の会大曲支部

(大仙市大曲福見町 1-21)

TEL 63-7305

佐藤 絹子



安全保障関連 2 法 (国際平和支援法・平和安全法整備法) の廃止を求める

陳 情

1 要旨

議会として国会と関係する国の機関に対し、戦争につながる安全保障関連 2 法案の廃止を求める「意見書」を提出して下さるよう陳情します。

2 理由

2015 年 9 月 19 日、安全保障関連 2 法案が強行採決されました。この法律は歴代の自民党政権が憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使、「戦闘地域」での武器や燃料などを補給する兵站活動、戦争状態の地域での治安活動など、どれも憲法 9 条を踏みにじるものです。だからこそ多くの憲法学者や元内閣法制長官、法律家らが繰り返し「憲法違反」とはっきり述べ、多くの国民が反対しています。しかも 10 本の法律を 1 本の法案に括って審議するという過去に例のない乱暴さです。

7 月中旬、安倍内閣と自民・公明の与党が衆議院で法案を強行採決したのち、大手メディアのどの世論調査でも内閣支持率が急落しています。それは、「戦争は絶対ダメ」と悲惨な戦争体験者はもとより、これまで政治に関わったことのない若者や子育て中の女性まで「勝手に決めるな」「独裁反対、民主主義守れ」「誰の子どもも殺させない」と声をあげ、どこでも反対の意思表示を強めているからです。

国民の声を無視する民主主義破壊への怒りのあらわれでもあります。

憲法 98 条は最高法規である憲法に反する法律は効力を持たないとし、第 99 条では大臣、国会議員などの憲法尊重擁護義務を課しています。

憲法違反の戦争法は直ちに廃止すべきです。

今年は戦後 70 年です。いまこそ憲法 9 条でアジアと世界に不戦を誓った平和国家としての日本の歩みをさらにすすめるときではないでしょうか。

